鳥取市が発注する公共工事に係る情報の公表に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。 以下「法」という。)第7条及び第8条の規定に基づく本市が発注する公共工事に係る発注の見通し並 びに入札及び契約に関する情報(以下「工事情報」という。)の公表について、必要な事項を定めるこ とを目的とする。

(公表の方法及び場所)

- 第2条 工事情報の公表は、閲覧の方法により行うこととし、その閲覧場所(以下「閲覧所」という。) は、次の各号の事項に応じ、当該各号に掲げる場所とする。
 - (1) 法第7条に規定する公共工事の発注の見通しに関する事項 総務部総務課及び検査契約課
 - (2) 法第8条に規定する公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項 総務部総 務課及び検査契約課並びに当該工事主管課

(閲覧等の時間及び休日)

- 第3条 工事情報の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 2 閲覧所の休日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 3 市長は、工事情報の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかか わらず、閲覧時間を変更し、又は休日を設けることができる。
- 4 市長は、前項の措置を行おうとする場合はあらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。 (閲覧の手続)
- 第4条 工事情報を閲覧しようとする者は、係員に申し出なければならない。

(持ち出しの禁止)

第 5 条 工事情報の記載されている文書(以下「工事情報文書」という。)は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の拒否又は中止)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事情報の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。
 - (1) 工事情報文書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
 - (3) この規則の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者

(料金)

第7条 工事情報文書の写しの交付を希望する者は、当該写しの作成及び交付に要する費用を負担しな

ければならない。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。(後略)

附則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。